# 大間原子力発電所 原子炉施設保安規定認可申請書 審査資料 (コメント回答)

令和2年7月6日 電源開発株式会社

### コメントリスト

コメ ント No.	ヒアリ ング日	6/11 提出資料 該当頁	コメント内容	コメント対応	修正箇所の 本資料での 該当頁※
1	2020/6/17	p. 76	保安教育の内容のうち③~⑤については、燃料		p. 1, 2
		(資料⑤p. 5/29)	搬入前までに実施することが読めるよう表現を	規定が認可され、実際に核燃料物質を発電所に搬入する	
			見直すこと。請負会社従業員を教育の対象とす		
			る時期についての表現も同様。	併せて, p.74の炉主任選任時期の表現についても修正。	
2	2020/6/17	p. 74	設置の工事 (燃料搬入前) 段階で実施する保安教	燃料搬入以降は独立性を有する炉主任が実施する業務	p. 2
		(資料⑤p. 3/29)	育の実施計画及び実施結果の確認を、独立性を	· ·	
			有する電気主任・BT 主任が実施するとあるが,	とが適切と考え, 電気主任・BT 主任に実施させることと	
			独立性は必要なのか。	している。	
				資料の記載については、炉主任の代わりであることが明	
				確となるよう表現を修正。	
3	2020/6/17	p. 78	表16-2で引用している「原子炉等規制法		p. 3
		(資料⑤p.7/29)	附則(平成二九年四月一四日法律第一五号)抄	附則(令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三	
			第7条」の「抄」を削除すること。	号) 第5条に基づく読み替え後の期間を記載するよう修	
				正。	
4	2020/6/24	p. 63	作業管理の「△」の意味合いを明確にすること。	資料を修正。	p. 4
		(資料③p. 3/3)			
5	2020/6/24	p. 70	使用前事業者検査(溶接)について,工事実施箇	資料を修正。併せて関連する資料を新規作成。	p. 5, 6
		(資料④p.6/6)	所が行う使用前事業者検査(赤枠の部分)と検査		
			実施箇所が行う使用前事業者検査(青枠の部分)		
			の関係を明確にすること。		

<sup>※</sup>修正箇所は<mark>黄色マーカ</mark>で表記している。

#### 3. 保安教育について

#### (1) 保安教育の内容

設置の工事(燃料搬入前)段階においては、発電所構内に核燃料物質がないため、実用炉規則第92条第1項第7号ロに規定する保安教育の内容のうち、①及び②のみを実施するものとし、③~⑤は<mark>核燃料物質を発電所に搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に核燃料物質を発電所に搬入する前までに実施する。</mark>

#### 【実用炉規則第92条第1項第7号ロ】

- ① 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- ② 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
- ③ 放射線管理に関すること。
- ④ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
- ⑤ 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

#### (2) 保安教育の対象者

保安教育の対象は、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者であり、設置の工事 (燃料搬入前)段階においては、設計及び工事の管理主体である発電所所員と原子力技 術部社員を対象とする。

一方,請負会社従業員については,設置の工事(燃料搬入前)段階においては,その作業が核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上直ちに支障を来すものではないことから対象外とし,<mark>核燃料物質を発電所に搬入する前までに定める保安規定が認可され,実際に核燃料物質を発電所に搬入する前までに実施する保安教育から対象とする。</mark>

#### 2. 原子炉主任技術者の扱いについて

原子炉主任技術者(以下「炉主任」という。)は、以下の理由により、設置の工事(燃料搬入前)段階では選任しないこととし、核燃料物質を発電所に搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に核燃料物質を発電所に搬入する前までに選任する。

- ✓ 発電用原子炉の運転に関し保安の監督を行う必要がないこと。
- ✓ 発電所構内に核燃料物質がなく、核燃料物質等による災害の可能性がないこと。

炉主任が実施する業務には、保安教育の実施計画及び実施結果の確認等があり、設置の工事(燃料搬入前)段階における設計及び工事の管理主体を対象とした保安教育についても、その確認対象になり得る。しかしながら、設置の工事(燃料搬入前)段階においては、核燃料物質等による災害の可能性がないことから、炉主任に代わって、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がこれを実施する。

#### 第5条(保安に関する組織)

図5-1【本店】 品質マネジメントシステム 電気主任技術者 管理責任者(業務監査部長) ボイラー・タービン主任技術者 社長 -原子力技術部長 原子炉施設保安委員会 品質マネジメントシステム 管理責任者(原子力事業本部長) - ※ 1 - 資材調達部長 【大間原子力発電所】 - 品質保証グループリーダー 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 総務グループリーダー 技術グループリーダー **※**1 -所長 放射線管理グループリーダー 原子炉施設保安運営委員会 機械グループリーダー - 電気グループリーダー - 情報通信グループリーダー - 発電準備グループリーダー - 土木グループリーダー - 建築グループリーダー

(2) <mark>原子炉等規制法附則(平成二九年四月一四日法律第一五号)第7条</mark>に基づく使用前検査に関する記録(保安規定第16条 表16-2)

保安規定第16条 表16-2の記載と使用前検査に関する記録の要求事項を規定した旧実用炉規則第67条(記録)<mark>及び実用炉規則附則</mark>との対応関係を以下に示す。

旧実用炉規則領	第67条 <mark>,実用炉規則附則</mark>		保安規定第16条	説明		
「日実用炉規則第67条(抜粋)】  記録事項 一 発電用原子炉施設の保守管理記録 イ 使用前検査の結果  (略)  【実用炉規則 附則(令和二年一月二三第五条 施行日前に旧法第四十三条の三七条第一項の表の上欄に掲げる事項のいて、同表第一号イ中「次の検査」とな同号ロ中「次の検査」とあるのは「このものとする。	記録すべき場合 <u>検査の都度</u> (略)  日原子力規制委員会規則第 の二十一の規定により記録 保存については、なお従前 あるのは「この規則の施行	保存期間 同一事項に関する次の検査の時までの期間(略)  第三号)】 最した旧実用炉規則第六十の例による。この場合におて後最初の使用前確認」と、	表16-2 記録(原子炉等規制法 附則(平成二九年四月一四日法律第一五号) 抄一第7条に基づく使用前検査に関する記録) 1. 原子炉施設の施設管理記録(1) 使用前検査の結果	記録すべき場合 検査の都度	保存期間 同一事項に関する 令和2年4月1日 以降の最初の使用 前確認の時までの 期間	野の 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で

(3) 実用炉規則第14条の3に基づく記録(保安規定第16条 表16-3)

保安規定第16条 表16-3の記載と実用炉規則第14条の3(使用前事業者検査の記録)との対応関係を以下に示す。

実用炉規則第14条の3	保安規定第16条	説明		
(使用前事業者検査の記録) 第十四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。	表 1 6 - 3  記録 (実用炉規則第 1 4条の 3 に基づく記録)  1. 使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	記録すべき場合検査の都度	保存期間 当該使用前事業者検 査に係る原子炉施設 の存続する期間	実用炉規則第14条の3に基づき作成・管理する使用前事業者検査の記録を表16-3に記載。

## 施設管理として段階的に定める事項の考え方について

条文					各段階と規定する事項との関係			段階的に規定する考え方		
		規定する事項		今回申請	核燃料物質を 発電所に搬入 する前まで	核燃料物質を 装荷する前まで				
	1.		施設管理の実	極方針	0	0	0			
		針及び施設管理目 標	長期施設管理方針				0	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。ただし、保安規定の添付書類となる長期施設管理方針は運転開始後30年を経過する日までに定める。		
			施設管理目標	<u> </u>	0	0	0			
	2.	保全プログラムの策定			0	0	0			
	3.	保全対象範囲の策定			0	0	0			
	4.	施設管理の重要度の設定					0	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。 なお、点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、条文の適用は運転開始以降とすることを 附則で規定する。		
			設計及び工事 要度	事に用いる重	0	0	0			
	5.	保全活動管理指標の設定,監視計画の策定及び 監視			Δ	Δ	0	核燃料物質を発電所に搬入する前までは条文の枠組みのみを記載し、プラントレベル、系統レベルの保全活動管理指標は規定せず、適用する保全活動管理指標は附則で規定する。 プラントレベル、系統レベルの保全活動管理指標は、核燃料物質を装荷する前までに規定する。		
	6.	施設管理実施計画の策定	点検計画				0	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。 なお、点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、条文の適用は運転開始以降とすることを 附則で規定する。		
			設計及び工事	の計画	0	0	0			
			特別な施設管理実施計画		0	0	0			
	7.	保全の実施			0	0	0			
	8.	保全の結果の確認・評価			0	0	0			
	9.	不適合管理、是正処置及び未然防止処置			0	0	0			
	10.				Δ	Δ	0	核燃料物質を発電所に搬入する前までは、有効性評価で考慮する情報は、この段階で考慮可能なものを記載する。 有効性評価で考慮するもののうち、経年劣化の長期的な傾向監視の実績、高経年化技術評価は、設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。		
	11.	<ul><li>施設管理の有効性評価</li><li>構成管理</li></ul>			0	0	0			
	12.				0	0	0			
	13.	. 情報共有			0	0	0			
第12条		設計管理			0	0	0			
第13条		作業管理	作業管理の 実施	柱書	Δ	Δ	0	点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、核燃料物質を装荷する前までは「 <u>点検及び</u> 工事を行う場合、〜」の「点検及び」は記載しない。 なお、「点検及び」は設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定するが、当該部分の適用は運転開始以降とすることを附則で規定する。		
				考慮事項 (1)~(7)		0	0	作業管理の考慮事項とする「 <mark>(2)</mark> 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止」,「 <mark>(6)</mark> 放射性廃棄物管理」,「 <mark>(7)</mark> 放射線管理」は,核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。		
			巡視			Δ	0	施設管理の巡視は、核燃料物質を発電所に搬入する段階で、一部の原子炉施設の使用開始に合わせて開始するため、核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。 ただし、運転管理の巡視は核燃料物質を装荷する前までに定めるため、運転管理との条文の取合いは、核燃料物質を装荷する前までに規定する。		
第14条		使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施			0	0	0			
_							0	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。		
_	<ul><li>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 及び長期施設管理方針</li></ul>			技術的な評価			0	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。		

○:運転段階と同様の条文を記載するもの、△:運転段階の条文の一部を記載しないもの

保安規定第14条第5項で検査実施責任者が機械グループに行わせることができると規定する範囲

する範囲

る範囲

